

平成25年 第4回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成25年3月22日(月) 午後1:30~午後2:40

2. 開催場所 : 役場庁舎2階 委員会室

3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	欠員
〃	3	工藤 昭治
〃	4	前山 勝造
〃	5	小坂 敏
〃	6	小澤 守昭
〃	7	佐藤 光男
職務代理	9	長根 孝衛

4. 欠席委員 (2人)

2番 村下 健治 8番 川代 恵則

5. 会議書記

事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第2号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第7号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第6 議案第8号 平成25年度農作業標準賃金の改定並びに農地の賃料情報の提供について

7. 会議の概要

議 長	<p>会議に入る前に、農業委員会憲章の唱和を行います 唱和の音頭を、9番 長根 孝衛 君 にお願ひします。</p>
	(憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は、定足数に達しておりますので、これより平成25年 第4回新郷村 農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、配布のとおりであります。</p> <p>日程第1、議事録署名 委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名 委員は、議長指名と申すことでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、3番 工藤 昭治 君 並びに 4番 前山 勝造 君を指 名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求 めます。</p>
事務局	(諸般の朗読と説明)
議 長	次に、日程第3 報告第2号 農地使用貸借合意解約書の受理についてを、事務局より説明 を求めます。
事務局	<p>日程第3 報告第2号 農用地使用貸借合意解約書の受理について</p> <p>P3に合意解約書の写しを添付してあります。</p> <p>親と子の使用貸借を解約するということでもあります。後で議案第6号にて詳細に説明しま すが、農地法第3条第1項に基づく孫との贈与申請があるので解約したいとのこと であります。農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記 載のとおりであります。</p>
議 長	次に日程第4 議案第6号 農地法第3条第1項の規程に基づく農業委員会の許可について を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>日程第4 議案第6号 農地法第3条第1項の規程に基づく申請について</p> <p>日程第3でふれましたが、孫に贈与することで申請があったものであります。</p> <p>家族経営協定を締結したことであり、ミニトマト栽培するということ で贈与したいとのこと であります。ハウス栽培(契約栽培)であり規模拡大につなげたい ということ であります。P5に申請書の写し、P6には地積図の写し、P7には調査書を添付してありますので参考 に してください。調査書記載のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を満たしてい</p>

	ると考えます。
議 長	ただ今の事務局の説明に関して質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なしの声あり
議 長	質疑意見なしと認めます。 それでは、採決いたします。 議案第 6 号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 号については、原案のとおり許可することに決定しました。 次に、日程第 5 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規程に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第 5 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規程に基づく申請について 農地を転用して一般住宅を新築したいと申請があったものであります。 同地区に両親が住んでおりますがそこには住宅を新築するスペースがなく、申請地である箇所に新築を計画するということであります。 申請農地については休耕している状態で、周りはほとんど宅地であり日当たり状況は決して良くない状況にありますが周辺への支障は無いものと考えます。P 9 には申請書の写し、P 10 には地積図の写し、P 11 には見取り図を添付してありますので参考にさせていただきたいと思います。
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑、意見なしの声あり
議 長	質疑意見なしと認めます。 それでは、採決いたします。 議案第 7 号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 号については、原案のとおり許可することに決定しました。 次に、日程第 6 議案第 8 号 平成 25 年度農作業標準賃金の改定並びに農地の賃料情報の提供についてを議題とします。 それでは、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>次に日程第6 議案第8号 平成25年度農作業標準賃金の改定並びに農地の賃料情報の提供について</p> <p>平成25年3月12日に五戸町役場に於いて五戸町、新郷村の農業委員長、職務代理、事務局長、担当者が五戸地区の標準賃金改定について協議した結果であります。</p> <p>主な改定箇所は人件費で最低賃金改定により5,180円が5,300円になりました。</p> <p>P13に標準賃金表を、P14には農地賃料情報を添付してありますので、参考にしていただきたいとおもいます。この情報は4月中に全戸配布をする予定です。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関して質疑、意見はございませんか。
	質疑、意見なしの声あり
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なしの声あり
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第8号については、原案のとおり決定することにしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成25年 第4回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

議長

署名者

署名者